

令和 7 年度

償却資産(固定資産税) 申告の手引き

佐賀県 みやき町

町税務行政につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業用の資産にも課税され、毎年1月1日現在みやき町内に事業用の償却資産を所有されている方は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、償却資産申告書を提出していただくことになっています。

**申告受付期間：令和7年1月6日（月）から
令和7年1月31日（金）まで**



〜〜申告にあたってのお願い〜〜

- 提出期限は、**令和7年1月31日（金）**までですが、なるべく早めに申告していただきますようご協力をお願いします。
- 申告書を郵送される方で申告書の控え（受付印を押印したもの）が必要な場合は、返信用の封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。同封されていない場合や封筒に切手が貼られていない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出・廃業等があった場合は、『償却資産申告書』の「18 備考」欄にその旨を記入してください。
【参照】7ページの(3)ア、14ページの償却資産申告書の記入例、20ページの質問4
- **前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に資産の増加及び減少がない場合でも、『償却資産申告書』の「18 備考」欄に【資産に増減なし】と記入の上、提出してください。**
- 償却資産申告書・種類別明細書、非課税申告書、償却資産課税標準特例該当資産届出書、先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書の様式は、みやき町役場のホームページからダウンロードできます。 <https://www.town.miyaki.lg.jp/oyakudachi/yoshiki/_1269.html>

〜〜eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせについて〜〜

- eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX地方税ポータルシステムホームページをご覧ください。 <<https://www.eltax.lta.go.jp>>
なお、eLTAXのご利用に際しご不明な点等がございましたら、eLTAX地方税ポータルシステムホームページの「よくある質問」でご確認ください。 <<https://eltax.custhelp.com>>

◎提出先・問い合わせ先

みやき町役場 税務課 固定資産評価担当にご提出ください。

〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地

◇受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◇電話番号：0942-94-5636

（ご来庁されての申告書提出は、各庁舎総合窓口でも受け付けています。）

目次

1	償却資産について	1
(1)	償却資産とは	1
(2)	資産の種類ごとの主な償却資産	1
(3)	申告の対象となる償却資産	1
(4)	申告の対象とならない償却資産	2
(5)	業種別の主な償却資産	3
(6)	償却資産と家屋の区分について	4
(7)	大型特殊自動車と小型特殊自動車について	4
2	償却資産の申告について	6
(1)	申告していただく方	6
(2)	申告の方法	6
(3)	提出していただく書類	7
(4)	申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	8
(5)	申告内容の確認調査についてお願い	8
(6)	国税資料等の閲覧について	8
(7)	過年度への遡及等について	8
(8)	国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い	9
(9)	非課税となる資産	10
(10)	課税標準の特例（わがまち特例等）の適用を受ける資産	11
3	評価額、税額等の計算について	12
(1)	評価額の計算方法	12
(2)	課税標準額の計算方法	12
(3)	税額の計算方法	12
(4)	中古資産の耐用年数	13
4	記入例について	14
(1)	償却資産申告書の記入例	14
(2)	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	15
(3)	種類別明細書（減少資産用）の記入例	16
(4)	固定資産税非課税申告書の記入例	17
(5)	償却資産課税標準特例該当資産届出書の記入例	18
(6)	先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書の記入例	19
	固定資産税の償却資産に関する FAQ	20
	固定資産税 償却資産申告のチェックリスト	23

1 償却資産について

(1) 償却資産とは (地方税法第341条第4号 固定資産税に関する用語の意義)

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除きます。

(2) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
第1種 構築物 (建物附属設備)	駐車場の舗装、門、塀、カーポート、外構工事、看板等の広告設備、ビニールハウス、家屋ではないプレハブ倉庫、緑化施設等 ★家屋の附帯設備 【参照】4ページの(6)、5ページの◆償却資産と家屋の区分表◆ 1 家屋の所有者が取り付け付けた附帯設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種 機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械等の各種産業用機械・装置 モーター、ポンプ類等の汎用性の機械類 発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）
第3種 船舶	漁船、ボート、貨物船等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」）、 農耕作業用自動車で、最高速度が毎時35km以上のもの、台車等。 ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除きます。 【参照】4ページの(7)
第6種 工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、応接セット、パソコン、プリンター、コピー機、レジスター、金庫 測定工具、検査工具、金型、医療機器、理容及び美容機器 ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、ゲーム機器等

(3) 申告の対象となる償却資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告対象となります。

土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア. 建設仮勘定で経理されている資産

イ. 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ. 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ. 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ. 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ. 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ. リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク. 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(4) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア. 自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきもの 【参照】4ページの(7)
例：工場内のみで使用し、小型特殊自動車に該当するフォークリフト等
 - イ. 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
 - ウ. 繰延資産（開業費・下水道受益者負担金等）
 - エ. 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入又は必要経費としているもの）
 - オ. 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
 - カ. 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、所有権移転外リース及び所有権移転リース資産で取得価額が20万円未満のもの
- （注）エ～カについては、【参照】◆少額の減価償却資産の取扱いについて◆

◆少額の減価償却資産の取扱いについて◆

- 地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、
下記①～③に記載する資産については、償却資産（固定資産税）の申告対象から除かれます。
- ① 取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
 - ② 取得価額20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの
 - ③ 地方税法施行令第49条ただし書による法人税法第64条の2第1項 又は
所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、償却資産（固定資産税）の申告対象となります。
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
 - ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入（※1）	× 申告対象外			
② 3年間で一括償却（※2）	× 申告対象外			
③ リース資産 （ファイナンス・リース）	× 申告対象外		○ 申告対象	
④ 中小企業特例（※3）		○ 申告対象		
⑤ 個別減価償却（※4）		○ 申告対象		

- （※1） 法人税法施行令第133条 又は 所得税法施行令第138条
- （※2） 法人税法施行令第133条の2第1項 又は 所得税法施行令第139条第1項
- （※3） 中小企業特例を適用できるのは、[平成18年4月1日から令和8年3月31日まで]に取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。また、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、[平成15年4月1日から平成18年3月31日まで]に取得した資産となります。
- （※4） 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）

(5) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、太陽光発電設備※ 庭園、門、塀、外溝、フェンス、植栽、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板 電気引込、屋外のガス・上下水道の埋設管、中央監視装置、LAN配線 パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、テレビ、レジスター ロッカー、キャビネット、金庫、簡易間仕切、福利厚生設備、タイムレコーダー
事務所	サーバー、タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、放送設備
飲食業	接客用家具・備品、室内装飾品、厨房設備、自動食器洗浄機、ガスレンジ、冷蔵庫 冷凍庫、製氷機、タオル蒸器、製麺機等の製造器、放送設備、自動販売機、テレビ
小売業 食肉鮮魚販売業	冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー 冷蔵ケース、冷凍ケース、商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機
農業	ビニールハウス、草刈機、ロータリー、カルチ、播種機、乾燥機、高設台など ※ 最高速度が毎時35km未満のトラクター、コンバイン、田植機等の農耕作業用 自動車については、軽自動車の登録を行ってください。
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備、ビニール包装設備
理容業・美容業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、湯沸かし器 洗面設備、ドライヤー、サインポール、テレビ
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、定盤、測定工具、検査工具、工業用水道
医院、歯科医院	各種医療機器・各種検査機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、 脳波測定器、CT装置、MRI装置、分娩台、保育器）、医療ガス設備、各種事務機器 各種キャビネット、歯科診療ユニット、待合室用いす、テレビ
ホテル・旅館・福祉業	冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、厨房設備、放送設備、自家発電装置、接客用備品 ベッド、自動販売機、ルームインジケータ設備、調光設備、洗濯設備 カラオケセット、カーテン、テレビ、ボイラー
売電業	太陽光発電設備※、フェンス、架台、パワーコンディショナー、電力量計
不動産貸付業	金属造の塀、コンクリート造の塀、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備※
自動車整備業 ガソリン販売業 （ガソリン給油所）	旋盤、プレス、門型リフト、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機 充電機、オイルクリーナー、万力、グラインダー、塗装設備、各種工具など スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー 洗車機、コンプレッサー、ボール盤、ジャッキ、地下槽、ガソリン計量器 地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、リフト、構内装置
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付代（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機 スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備、カード発行機 玉貸機、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装
道路貨物運送業	無線通信設備、倉庫内資産
製パン・製菓業	看板、窯、オーブン、スライサー、あん練機、厨房設備、ミキサー、包装機 陳列ケース、レジスター、ビニール包装機
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、ミキサー パワーシャベル、コンクリートカッター、発電機、測量機、組立ハウス フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、事務機器 大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、 「9、90から99及び900から999」の車両）

※美術品等の申告について

国税上、美術品等については時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。

そのため、減価償却資産として取り扱う美術品等については、償却資産として町へ申告をお願いします。

なお、1点100万円以上であっても価値減少が明らかなものについては申告の対象となります。

※太陽光発電設備の申告について

太陽光発電設備の申告は、設置する所有者または発電した電力の用途によって、申告の内容が異なります。

21ページの質問9を参考に対象設備の申告をお願いします。

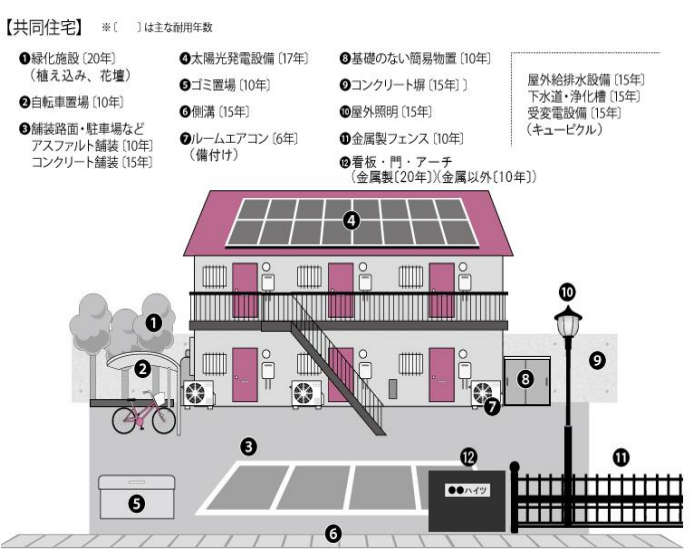
(6) 償却資産と家屋の区分について

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の家屋と一体となって効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、「家屋」と「償却資産」を区分して評価しています。 【参照】5ページの◆償却資産と家屋の区分表◆

ア 家屋と設備等の所有者が同じである場合
独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、「償却資産」として取扱います。

イ 家屋と設備等の所有者が異なる場合
賃借人(テナント)等が取り付けけた事業用の内装・造作及び建築設備等については、「償却資産」として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産として申告してください。
(※)「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

同様に、共同住宅(アパート)、貸店舗・事務所等の不動産賃貸業を営んでいる方も、申告が必要となります。所得税・法人税の確定申告において、新築工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事(建物)一式」の名称で減価償却されている場合であっても、これらの経費のうち、家屋(固定資産税)の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を工事内訳明細書等から抜き出して申告することになります。
右) 不動産賃貸業における主な償却資産の例示



(7) 大型特殊自動車と小型特殊自動車について

道路運送車両法施行規則 別表第1 (大型特殊自動車の説明用に加工したものです。)

自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ	区別	償却資産
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、ダンパ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	■下記の条件を一つでも超えた場合、『大型特殊自動車』となります。 15km/h を超える	4.70m を超える	1.70m を超える	2.80m を超える	大型特殊	申告対象
	■下記の条件をすべて満たす場合、『小型特殊自動車』となります。 15km/h 以下	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	小型特殊※	申告対象外
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/h 以上	—	—	—	大型特殊	申告対象
	35km/h 未滿	—	—	—	小型特殊※	申告対象外
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	—	—	—	—	大型特殊	申告対象

※ 小型特殊自動車は、軽自動車としての登録が必要です。標識(ナンバープレート)の申請は、各総合窓口または税務課(中原庁舎)で行えます。

◆償却資産と家屋の区分表◆

※下記の表は、主な設備の例示です。

種類	分類	設備等の内容	家屋と設備の所有者が			
			同じである場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	—	—	◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀、緑化施設等）	—	◎	—	◎
電気設備	受変電設備 中央監視設備 LAN設備	設備一式	—	◎	—	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	—	◎	—	◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	■屋外設備一式・・・・・・・・・・・・・・・・	—	◎	—	◎
		■屋内設備一式・・・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	動力配線設備	■特定の生産又は業務用設備・・・・・・・・	—	◎	—	◎
		■上記以外の設備・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	電話設備	■電話機、交換機等の機器・・・・・・・・	—	◎	—	◎
		■配管・配線、端子盤等・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	放送・拡声設備	■マイク、スピーカー、アンプ等の機器・・	—	◎	—	◎
		■配管・配線等・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	監視カメラ（ITV）設備	■受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器・・	—	◎	—	◎
		■配管・配線等・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	避雷設備 火災報知設備	設備一式	○	—	—	◎
給排水衛生設備	給排水設備	■屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備・・	—	◎	—	◎
		■屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等・・	○	—	—	◎
	給湯設備	■局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）・・	—	◎	—	◎
		■局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、 中央式給湯設備	○	—	—	◎
	ガス設備	■屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備・・ ■屋内の配管等・・・・・・・・・・・・・・	— ○	◎ —	— —	◎ ◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○	—	—	◎
	消火設備	■消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等・・	—	◎	—	◎
		■消火栓設備、スプリンクラー設備等・・・・・・・・	○	—	—	◎
空調整備	空調整備、 換気設備	■ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備・・	—	◎	—	◎
		■上記以外の設備・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
その他の設備等	運搬設備	■工場用ベルトコンベア、垂直搬送機・・・・・・・・	—	◎	—	◎
		■エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○	—	—	◎
	厨房設備	■顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル ・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	—	◎	—	◎
		■上記以外の設備・・・・・・・・・・・・・・	○	—	—	◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、 カーテン・ブラインド等	—	◎	—	◎

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場、商店、農業、売電業、その他の事業の経営、並びに駐車場、アパート、機械及び備品等の貸付けを行っている個人や法人など、事業を行っている方で、1月1日現在みやき町に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況を申告する義務があります。

なお、次のア～キに該当する方も申告が必要となります。

ア. 償却資産を他に賃貸している方

【注意】事業を行っていない方が無償で貸与している資産でも、借用した方が事業の用に供していれば、貸与している方は申告が必要となります。

イ. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ. 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ. 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

オ. 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ. 償却資産を共有されている方

【注意】各々の持分に応じて個別に申告されるのではなく、代表者を決めて共有名義で申告してください。

【参照】7ページの（3）ア、14ページの償却資産申告書の記入例

キ. 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

【留意事項】

みやき町内に償却資産を所有されていない方や令和7年1月1日以前における事業の廃止・解散・休業等により全ての資産が減少された方もその旨の申告をお願いします。

【参照】7ページの（3）ア、14ページの償却資産申告書の記入例

(2) 申告の方法

※ 令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に資産の増加及び減少がなかった場合でも、申告書の提出は必要となります。

ア 一般方式（増加資産／減少資産の申告）

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。なお、評価額等の計算は町が行います。

イ 電算処理方式（全資産申告）

賦課期日（令和7年1月1日）現在に所有しているすべての資産について、評価額等の計算までしていただいたうえで、その計算結果を含めて申告していただく方式です。

(3) 提出していただく書類

ア 必ず提出していただくもの

申告の方法	申告していただく方の種別	提出書類（第26号様式）		
		償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	種類別明細書	
			増加資産・ 全資産用	減少資産用
共通	☐ 初めて申告される方	○ ＊1	○	
	☐ 償却資産を所有されていない方	○ ＊2		
一般方式	☐ 増加 又は 減少した資産のある方	○	○	○
	☐ 増加 ・ 減少した資産のない方	○ ＊3		
	☐ 廃業 又は 資産所在地を町外に移転された方	○ ＊4		○
電算処理方式	☐ 前年以前から申告をされている方	○	○	
	☐ 廃業 又は 資産所在地を町外に移転された方	○ ＊4		

『償却資産申告書』の「18 備考」欄に、14ページの償却資産申告書の記入例を参考に記入してください。
＊1の場合：『初申告』、＊2の場合：『該当資産なし』、＊3の場合：『資産に増減なし』
＊4の場合はその旨（例：『令和〇年●月●日廃業』、『令和〇年●月●日 □□市へ資産移転』）

イ 該当する資産を所有されている場合に提出していただくもの

項目	提出書類
☐ 非課税資産	非課税申告書、事実を証明する書類
☐ 課税標準の特例がある資産	課税標準特例該当資産届出書、事実を証明する書類
☐ 短縮耐用年数を適用された資産	国税局長の承認通知書（写し）
☐ 増加償却の適用を受ける資産	税務署長への届出書（写し）
☐ 減免対象となる資産	減免申請書、減免対象となることを証する書類

※これらの書類を提出される際には、『償却資産申告書』の「18 備考」欄に、添付書類の名称を記入してください。
【参照】10ページの（9）、17ページの固定資産税非課税申告書の記入例
【参照】11ページの（10）、18ページの償却資産課税標準特例該当資産届出書の記入例

ウ 申告書に記載した個人番号の確認方法

個人番号を記入した『償却資産申告書』を提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送により提出いただく場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

① 本人が申告書を提出する場合

※本人が償却資産申告書を提出する場合、個人番号カードは〔番号確認〕及び〔身元確認〕の両方の確認資料となります。

“本人”の番号確認資料		“本人”の身元確認資料
本人の ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号付き住民票	+	本人の ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ プレ印字された申告書

② 代理人が申告書を提出する場合

“本人”の番号確認資料		“代理人”の身元確認資料		代理権の確認資料
本人の ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号付き住民票	+	代理人の ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 税理士証票	+	☐ 税務代理権限証書 ☐ 委任状

(4) 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及びみやき町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

(5) 申告内容の確認調査についてお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び同法第 408 条の規定により、お電話での問い合わせ、資産の一覧などの資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、地方税法第 354 条に規定される検査拒否にあたる場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

そのほか未評価家屋の評価、もしくは家屋又は償却資産の区分の確認に伴う家屋の評価額の変更を行う場合があります。

(6) 国税資料等の閲覧について

みやき町では地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、みやき町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

(7) 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は「1回」となりますのでご注意ください。

(8) 国税(法人税・所得税)の取扱いとの主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税、所得税)の取扱い
償却計算の期間 (基準日)	暦年 (賦課期日制度 1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	○ 定率法、定額法等の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は“定額法”) ○ 選択しない場合 法人税は“定率法”、所得税は“定額法”
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません 【注1】	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(法人税法・所得税法)
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良費と元の資産の取得価額を区別して評価) 【注2】	原則区分評価(一部合算評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 【注3】	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 【注4】	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります 【注5】	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

【注1】圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。圧縮前の取得価額を申告してください。

【注2】平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

【注3】法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

【注4】法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

【注5】中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、[平成18年4月1日から令和8年3月31日まで]の間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。また、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、[平成15年4月1日から平成18年3月31日まで]に取得した資産となります。固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

【参照】2ページの◆少額の減価償却資産の取扱いについて◆

(9) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定される一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの場合は、『固定資産税非課税申告書』と『事実を証明する書類』を併せて提出ください。

※記入例については、14 ページの償却資産申告書の記入例、17 ページの固定資産税非課税申告書の記入例をご覧ください。

◆非課税の対象となる償却資産の例◆ ※一部抜粋

非課税対象資産	根拠規定 ※地方税法第348条	添付資料
○ 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地	第2項第3号	定款、法人登記簿謄本等
○ 直接保育又は教育の用に供する固定資産 ○ 図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	第2項第9号	定款、認可証の写し等
○ 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産	第2項第10号	定款、法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等
○ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項第10号の2	※ 社会福祉事業の実施主体が一般財団法人や N P O 法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて佐賀県等から証明を取得する必要がある場合があります。 (施設例) ・ 救護施設 ・ 授産施設 ・ 小規模保育園 ・ 保育所 ・ 児童養護施設 ・ 児童発達支援センター ・ 認定こども園 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 福祉ホーム ・ 身体障害者福祉センター ・ 老人デイサービス ・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 事業所内保育事業等
○ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項第10号の3	
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産	第2項第10号の4	
○ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの	第2項第10号の5	
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項第10号の6	
○ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（同条第3項第1号の2に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの	第2項第10号の7	
○ 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの	第2項第10号の8	
○ 介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から同法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産	第2項第10号の9	
○ 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が6人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産	第2項第10号の10	

【注意】適用する非課税規定に応じて、事業主体・事業内容が限定されています。

そのため、所有資産のすべてが非課税となるわけではございません。

(10) 課税標準の特例(わがまち特例等)の適用を受ける資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条などに規定される一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの場合は、『償却資産課税標準特例該当資産届出書』と『事実を証明する書類』を併せて提出ください。

※記入例については、14 ページの償却資産申告書の記入例、18 ページの償却資産課税標準特例該当資産届出書の記入例を確認ください。

なお、先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備の固定資産税の課税標準の特例については、みやき町役場のホームページにも掲載しておりますのでそちらからもご確認ください。

https://www.town.miyaki.lg.jp/kurashi/chozei/_I323/_I352/_3615/_3617.html

◆課税標準の特例の対象となる資産の例◆ ※一部抜粋

特例の対象となる償却資産	取得時期	根拠規定	適用期間	特例率	添付書類
農業協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置等		地方税法 第349条の3 第 3項	3年間	1/2	政府の補助金、交付金、貸付等の申請書（写し） 政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類等
汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～R8.3.31 R4.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第 2項第1号 第15条 旧第 2項第1号	— —	1/2 1/2	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し 該当する法による官公庁の許可書の写し
下水道除害施設	R6.4.1～R8.3.31 R4.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第 2項第5号 第15条 旧第 2項第5号	— —	3/4 3/4	除害施設新設等届出書の写し 該当する法による官公庁の許可書の写し
太陽光発電設備	※1千kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※1千kw以上 R6.4.1～R8.3.31 ※令和6年4月1日以降、特例措置の要件が異なります。 ※1千kw未満 R2.4.1～R6.3.31 ※1千kw以上 R2.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第25項第1号イ 第15条 第25項第3号イ 第15条 旧第25項第1号イ 第15条 旧第25項第2号イ	3年間 3年間 3年間 3年間	2/3 3/4 2/3 3/4	補助事業者が交付する補助金が確定したことがわかる書類の写し 出力規模が確認できる資料（仕様書・見積書等） 設備の取得した日が確認できる資料
風力発電設備	※20kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※20kw未満 R2.4.1～R6.3.31 ※20kw以上 R6.4.1～R8.3.31 ※20kw以上 R2.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第25項第3号ロ 第15条 旧第25項第2号ロ 第15条 第25項第1号ロ 第15条 旧第25項第1号ロ	3年間 3年間 3年間 3年間	3/4 3/4 2/3 2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
水力発電設備	※5千kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※5千kw未満 R2.4.1～R6.3.31 ※5千kw以上 R6.4.1～R8.3.31 ※5千kw以上 R2.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第25項第4号イ 第15条 旧第25項第3号イ 第15条 第25項第3号ハ 第15条 旧第25項第2号ハ	3年間 3年間 3年間 3年間	1/2 1/2 3/4 3/4	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
地熱発電設備	※1千kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※1千kw未満 R2.4.1～R6.3.31 ※1千kw以上 R6.4.1～R8.3.31 ※1千kw以上 R2.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第25項第1号ハ 第15条 旧第25項第1号ハ 第15条 第25項第4号ロ 第15条 旧第25項第3号ロ	3年間 3年間 3年間 3年間	2/3 2/3 1/2 1/2	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
バイオマス発電設備	※1万kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※1万kw未満 R2.4.1～R6.3.31 ※1万kw以上2万kw未満 R6.4.1～R8.3.31 ※1万kw以上2万kw未満 R2.4.1～R6.3.31	地方税法附則 第15条 第25項第4号ハ 第15条 旧第25項第3号ハ 第15条 第25項第1号ニ 第15条 旧第25項第1号ニ	3年間 3年間 3年間 3年間	1/2 1/2 2/3 2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に、導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備（令和5年4月1日以降取得分）	R5.4.1～R7.3.31 R5.4.1～R7.3.31 R6.4.1～R7.3.31	地方税法附則 第15条 第44項 賃上げ表明なし 賃上げ表明あり	3年間 5年間 4年間	1/2 1/3 1/3	「償却資産課税標準特例該当資産届出書」ではなく、下記の申告書および添付書類をご提出ください。 ・先端設備に係る固定資産税課税標準の特例申告書（町ホームページに申告様式があります。） ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート ・リース契約書の写し（※） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※） ※ファイナンス・リースに関して、リース会社が申請を行う場合に必要添付書類です。

※ 先端設備等導入計画の認定については、みやき町役場 産業支援課（0942-96-5545）までお問い合わせください。

3 評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額および耐用年数等に基づき、申告していただいた資産について『一品ごと』に賦課期日（1月1日）現在の評価を算出します。

■ 評価額の求め方

ア 前年中に取得したもの [初年度]

取得価格×前年中取得したものの減価残存率（ $1-r/2$ ）

イ 前年前に取得したもの [2年目以降]

前年度評価額×前年取得したものの減価残存率（ $1-r$ ）

※「 r 」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率。
【参照】13ページの「減価残存率表」

■ 注意事項

- 取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産を事業のように供するために直接要した費用を含む）をいいます。
- 取得価額に記入する際の消費税の取扱いについては、国税において税込処理している場合は税込金額を、税抜処理をしている場合は税抜金額をそれぞれ取得価額としてください。
- 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- 年月が経過して算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
【評価額の最低限度】

評価額・課税標準額・税額の求め方（例）
町内に所有する償却資産が1つのみの場合

資産の名称 ●●●●

【取得年月】令和4年12月

【取得価額】3,000,000円

【耐用年数】10年

【残価率 r 】0.206

【課税標準の特例】×

評価額の求め方

■ ア 前年中に取得したもの [初年度]

取得価格×前年中取得したものの減価残存率（ $1-r/2$ ）

3,000,000円×（ $1-0.206 \times 1/2$ ）

=2,691,000円（令和5年度評価額）

■ イ 前年前に取得したもの [2年目以降]

前年度評価額×前年取得したものの減価残存率（ $1-r$ ）

[2年目] 前年度評価額 2,691,000円

2,691,000円×（ $1-0.206$ ）

=2,136,654円（令和6年度評価額）

[3年目] 前年度評価額 2,136,654円

2,136,654円×（ $1-0.206$ ）

=1,696,503円（令和7年度評価額）

【評価額の最低限度】

算出した評価額が取得価額 3,000,000円の5%（150,000円）

を下回った場合は、150,000円が評価額となる。

(2) 課税標準額の計算方法

みやき町に所在する各資産の評価額を合算した額が課税標準額（1,000円未満切捨）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、当該資産のそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

課税標準額の求め方

資産名 ●●●●は、課税標準の特例の適用を受けない資産である。

また、令和7年度評価額は1,696,503円であることから、1,000円未満を切り捨てた1,696,000円が令和7年度課税標準額となる。

(3) 税額の計算方法

上記で求めた（2）課税標準額に税率（1.4%）をかけた額が税額（100円未満切捨）となります。

上記で求めた課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は、課税されません。

税額の求め方

令和7年度課税標準額が1,696,000円。150万円以上であることから課税となる。

1,696,000円×（ $1.4/100$ ）

= 23,744円

100円未満を切り捨てた23,700円が税額となる。

【計算例（概算）】

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率（ r ）	課税標準の特例	令和7年度評価額
路面舗装 （アスファルト舗装）	令和6年4月	¥3,000,000	10年	0.206	×	3,000,000円×（ $1-0.206 \times 1/2$ ） =2,691,000円（令和7年度評価額）★
ルームエアコン	令和5年12月	¥400,000	6年	0.319	×	400,000円×（ $1-0.319 \times 1/2$ ） =336,000円（令和6年度評価額） ↓ 336,000円×（ $1-0.319$ ） =228,816円（令和7年度評価額）★

合計
★の合計 2,919,816円 （令和7年度評価額）

各資産に対する評価額を計算し、各資産の評価額を合計し1,000円未満を切り捨てる。

課税標準額に税率（1.4%）をかける。

100円未満を切り捨てる。

2,919,816円⇒2,919,000円

2,919,000円×（ $1.4/100$ ）=40,866円

40,866円⇒40,800円（税額）

(4) 中古資産の耐用年数

中古資産の耐用年数の計算例

ア. 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

その中古資産の法定耐用年数の100分の20に相当する年数

イ. 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数。

例) 法定耐用年数30年の構築物で建築後12年を経過したものを取得した場合の残存耐用年数は20年となります。

<計算式> (30年-12年) + (12年×20/100) = 20.4年⇒20年

※ 計算した年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年を残存耐用年数とします。

[減価残存率表] 『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数 年	減価率 r	減価残存率		耐用年数 年	減価率 r	減価残存率		耐用年数 年	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 1-(r/2)	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-(r/2)	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-(r/2)	前年前 取得 1-r
-				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.951	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

4 記入例について

(1) 償却資産申告書の記入例

※1 所有者
ページの(1)の方が、申告が必要な方です。
償却資産を共有している方は、「代表者外〇名」とい
う共有名義で記入してください。併せて、右下「18 備
考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

※2 税理士等の氏名
税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、
その権限を有することを証する書面として『税務代理権
限証書』を提出してください。

※3 所得価格
【前年中に取得したもの(イ)】
今まで申告されている方は、印字されています。令和
6年1月1日以前に取得した資産の取得価格を種類別
合計して記入してください。

【前年中に減少したもの(ロ)】
この欄の合計値は、『種類別明細書(減少資産用)』
の取得価格の合計値と同じです。令和6年1月2日から
令和7年1月1日までに減少した資産の取得価格を種類
別に合計して記入してください。

【前年中に取得したもの(ハ)】
この欄の合計値は、『種類別明細書(増加資産・全資
産用)』の取得価格の合計値と同じです。令和6年1月
2日から令和7年1月1日までに増加した資産の取得価
格を種類別に合計して記入してください。

※4 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
みやき町内における事業所等資産の所在地をすべて記入
してください。■例 太陽光発電設備設置場所
太陽光発電設備については、21ページの質問9を参考に、
該当する償却資産を『種類別明細書(増加資産・全資
産用)』に記入してください。

※5 借入資産
資産(リース資産、レンタル資産)の有無について、
該当する方を〇で囲んでください。
借入資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入し
てください。申告の判断は、6ページの(1)を参考にし
てください。

※6 事業所用家屋の所有区分
4ページの(6)、5ページの◆償却資産と家屋の区
分表◆を参考に、償却資産に該当する資産を『種類別明
細書(増加資産・全資産用)』に記入してください。

令和7年1月22日		令和7年度		記入例	
みやき町長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所有者コード	
受付印		個人番号又は法人番号を記入		8 短縮耐用年数の承認	
1 住所 (ふりがな) 〒849-0113 みやき町大字東尾0000番地 (電話 0942-89-0000)		3 個人番号又は法人番号		9 増加償却の届出	
2 氏名 (ふりがな) みやきかぶしきがい みやき株式会社 代表取締役 みやき 太郎 しゃい10ようとりしまりやく みやき たらう		4 事業種目 (資本金等の額) 製造業 (10,000,000 円)		10 非課税該当資産	
3 事業開始年月 平成28 年 1 月		5 事業開始年月		11 課税標準の特例	
4 申告に 応答する者 の氏名 佐賀 太郎 (電話 0942-89-0000)		6 申告に 応答する者 の氏名		12 特別償却又は圧縮記録	
5 税理士等の 氏名		7 氏名		13 務会計上の償却方法	
6 取得 (前年中に減少したもの(イ))		7 取得 (前年中に減少したもの(ロ))		14 青色申告	
7 償却 (前年中に取得したもの(ハ))		8 償却 (前年中に取得したもの(ヘ))		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	
1 構築物 6 500 000		1 構築物 8 100 000		みやき町大字東尾0000番地	
2 機械及び 器具		2 機械及び 器具		みやき町大字東尾0000番地(太陽光)	
3 船舶		3 船舶			
4 航空機		4 航空機			
5 車両及び 運搬機		5 車両及び 運搬機			
6 工具、器具 及び備品		6 工具、器具 及び備品			
7 合計		7 合計			
2 090 655		2 440 455		16 借入資産	
8 590 655		14 840 455		リース〇〇〇〇 佐賀市〇〇〇-1- 〇〇リース(株) 福岡市〇〇2-2	
資産の種類		評価額		17 事業所用家屋の所有区分	
1 構築物		14 840 455		自己所有・借家	
2 機械及び 器具		2 440 455			
3 船舶		14 840 455			
4 航空機		2 440 455			
5 車両及び 運搬機		14 840 455			
6 工具、器具 及び備品		2 440 455			
7 合計		14 840 455			
18 備考		18 備考			
1 償却資産を所有 されている方 ⇒『初申告』 □償却資産を所有 されていない方 ⇒『該当資産なし』 □増加又は減少 した資産のある方 ⇒『資産に増加あり』 (増加のみ) 『資産に減少あり』 (減少のみ) 『資産に増減あり』 (両方あり) □増加・減少した 資産のない方 ⇒『資産に増減なし』 □廃業・閉鎖され た方 ⇒『令和〇年〇月〇日 廃業・閉鎖』 □資産所在地を町外 に移転された方 ⇒『令和〇年〇月〇日 〇〇市へ資産移転』 □添付書類の名称 □共有者の情報 (住所及び氏名等) □その他		18 備考			

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

※1【資産の種類】

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶
4 航空機 5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
【参考】1ページの(2)
【参考】減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)

※2【資産の名称等】

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産がある場合は、余白に記入してください。
※申告もれや移動による受け入れた資産についても記入してください。摘要欄に、その旨(例:「申告もれ」「令和〇年〇月〇〇市から」)を記入してください。
申告対象となる償却資産について
【参考】1ページの(3)、3ページの(5)、4ページの(7)、5ページの◆償却資産と家屋の区分表◆、21ページの質問9
申告対象とならない償却資産について
【参考】2ページの(4)

※3【耐用年数】

基本的に、法人税法、所得税法と同じ耐用年数です。ただし、租税特別措置法などを適用されている場合は、本来の耐用年数を記入してください。
【参考】減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6

※4【増加事由】

1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他 となります。
※5【摘要】
特記すべき事項がある場合、その旨記入してください。
例:「非課税申告」「課税標準特例」
※令和〇年1月1日に取得した資産については、摘要欄に「1月1日取得資産」と記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

記入例

※	令和7年度	所有者コード	所有者	名称等	取得年月	取得価額		耐用年数	償却率	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要		
						千円	百円								
						数量	年							月	
01	2		太陽光発電設備	1	5	6	8	4,000,000	17			0	2	3-4	
02	2		小型管理機	1	5	6	11	300,000	7			0	2	3-4	
03	6		パソコン(即時償却)	1	5	6	11	250,000	4			0	2	3-4	
04	6		冷蔵庫	1	5	6	11	200,000	6			0	2	3-4	
05	11		ビニールハウス	1	5	6	12	1,600,000	8			0	2	3-4	
06	6		パソコン	1	5	7	1	299,800	4			0	2	3-4	
07												1-2	3-4		
08												1-2	3-4		
09												1-2	3-4		
10												1-2	3-4		
11												1-2	3-4		
12												1-2	3-4		
13												1-2	3-4		
14												1-2	3-4		
15												1-2	3-4		
16												1-2	3-4		
17												1-2	3-4		
18												1-2	3-4		
19												1-2	3-4		
20												1-2	3-4		
小計											6	649,800			

※1

※2

※3

※4

※5

【取得価額】

消費税の取扱いについては、国税において
税込処理をしている場合は税込金額を、税抜
処理をしている場合は税抜金額をそれぞれ取
得価額としてください。
圧縮記憶は、固定資産税の評価上、認めら
れていませんので、圧縮額を含めた取得価格
を記入してください。
事業用と非事業用の両方で使用している資
産は、その資産の取得価格全額を記入してく
ださい。(事業専用割合による取得価格のあ
ん分は固定資産税の評価上、認められていま
せん。)

【課税標準の特例】

一般方式による申告を行う場
合は、記入の必要はありません。
ただし、電算処理方式による
申告を行う場合は、記入して
ください。

【課税標準の特例】

一般方式による申告を行う場
合は、記入の必要はありません。
ただし、電算処理方式による
申告を行う場合は、記入して
ください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。
年号の欄は、令和：5、平成：4、昭和：3 で記入してください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入例

第二十六号 様式別表二(提出用)

令和 7 年度
種類別明細書 (減少資産用)

※ 所有者コード		種類別明細書 (減少資産用)				所有者名		住所		
		記入例				みやき株式会社		東京都		
資産の 番号	資産の 種類	資産の 名称等	取得年月 数	取得年月 年 月	取得 価 額	耐用 年 数	申告 年 度	減少の事由及び区分	備 考	
			量					1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
01	6	パソコン	1	4 29 10	250,000	4	4	1・2・3・4	0・2	
02	6	テレビ	1	5 3 5	150,000	5	5	0・2・3・4	1・2	当初取得価額300,000円(数量2)のうち、 150,000円(数量1)分を令和6年10月 株式会社〇〇へ売却
03								1・2・3・4	1・2	
04								1・2・3・4	1・2	
05								1・2・3・4	1・2	
06								1・2・3・4	1・2	
07								1・2・3・4	1・2	
08								1・2・3・4	1・2	
09								1・2・3・4	1・2	
10								1・2・3・4	1・2	
11								1・2・3・4	1・2	
12								1・2・3・4	1・2	
13								1・2・3・4	1・2	
14								1・2・3・4	1・2	
15								1・2・3・4	1・2	
16								1・2・3・4	1・2	
17								1・2・3・4	1・2	
18								1・2・3・4	1・2	
19								1・2・3・4	1・2	
20								1・2・3・4	1・2	
			小 計	2	400,000					

※1 【資産の名称等】

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産がある場合は、余白に記入してください。

※2 【数量】

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の数量を記入してください。

※3 【摘要】

減少の区分が「2 一部」に該当する場合は、取得価額及び減少した額を記入してください。

※3

※2

※1

注意 「年号」の欄は、令和：5、平成：4、昭和：3 で記入してください。

(4) 固定資産税非課税申告書の記入例



固定資産税非課税申告書

令和 7 年 1 月 1 7 日

みやき町長 様

申告者

住所（法人の場合は、事務所の所在地）

みやき町大字〇〇 1 1 1 1 番地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

社会福祉法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

電話番号 0 9 4 2 - 〇〇 - 〇〇〇〇

下記固定資産について、非課税規定の適用を受けたいのでみやき町税条例に基づき、関係書類を添えて申告いたします。

土地	所在地		地目	地積	用途	
	みやき町大字			m ²		
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	用途
	みやき町大字				m ²	
償却資産	所在地	種類	数量	用途		
	みやき町大字〇〇 1 1 1 1	構築物 器具・備品	2 0 件	社会福祉事業		
非課税措置の適用を受けることとなる事由	地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 3 による非課税				町税条例の適用事項 第 55 条 第 56 条 第 57 条 第 58 条 第 58 条の 2	
	保育所運営のため					
非課税措置の適用を受けることとなる事由が発生した日				令和〇年〇月〇日		
使用者	住所（法人の場合は、事務所の所在地）	みやき町大字〇〇 1 1 1 1				
	氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）	社会福祉法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇				

※「使用者」の欄は、所有者と異なる場合に記入してください。

※この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

【添付書類の例】（全て写しで可）

- ①法人の資格証明書又は登記簿 ②理事会等の議事録（不動産の用途・取得目的等の記載があるもの）
- ③定款（規則・寄付行為等）④契約書 ⑤領収書 ⑥位置図 ⑦土地の登記簿謄本、地積測量図
- ⑧家屋の登記簿謄本又は竣工検査済証 ⑨家屋の配置図・各階平面図 ⑩知事等の許可証
- ⑪償却資産種類別明細書 ⑫無償で使用されていることを証する書類 ⑬その他必要書類 等

(5) 償却資産課税標準特例該当資産届書の記入例

記入例

令和7年度 償却資産課税標準特例該当資産届出書

令和7年1月17日

みやき町長 あて

住所又は
所在地
みやき町大字00111番地
氏名又は
名称
株式会社 0000 代表取締役 00 00
作成者
経理担当 00 00
電話番号
0942-00-0000

資産 区分	資産の名称等	取得年月日			取得価格	耐用 年数	特例適用条項	特例 適用率	特例 適用期間	添付書類
		年号	年	月						
1	2 (汚水又は廃液の処理施設)	令和	6	4	5,000,000	15	地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第2項第1号	1/2	期限なし	許可証 設置届出書等
2	2 (下水道除害施設)	令和	6	5	6,000,000	15	地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第2項第5号	3/4	期限なし	許可証 設置届出書等
3							地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第1号			
4							地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第1号			
5							地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第1号			
6							地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第1号			
7							地方税法第349条の3第1項 本法附則第15条第1号			

(注意)

- この届出書は「課税標準の特例」が適用される資産を新たに取得された場合に、償却資産申告書と共に1月末日までに提出してください。
- 「添付書類の名称」欄には特例該当となる旨がわかる書類を記載し、必ず添付してください。
例) 該当する法による官公庁の許可書や受理書、特定施設設置(使用、変更)届出書(写)等
- 資産区分は、償却資産種類別明細の1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、5:車両及び運搬具、6:工具、器具及び備品を記載してください。

(6) 先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書の記入例

先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書
(令和5年4月1日以降取得分)



令和 7 年 1 月 1 7 日

みやき町長 あて

住 所(所在地) みやき町大字〇〇ⅠⅠⅠⅠ番地
氏 名(名 称) 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

下記の固定資産について、課税標準の特例適用を受けたく、関係書類を添えて申告します。

該 当 条 項	地方税法附則第 1 5 条第 4 4 項
資 産 の 所 在	みやき町大字〇〇ⅠⅠⅠⅠ番地

<償却資産>

種 類	☒ 機械装置 ☐ 工具 ☐ 器具備品 ☐ 建物附属設備
使 用 開 始 年 月 日	令和 〇 年 〇 月 〇 日 取 得 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
取 得 価 額	10,000,000円
資 産 の 名 称 及 び 数 量	プレス機械装置 Ⅰ 台

※ 特例適用資産が多数ある場合には、別途資料の添付をお願いします。

<添付書類>

(1) 中小企業が申告する場合

☐ 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し (先端設備等導入計画を含む)

☐ 先端設備等導入計画に係る認定書の写し (みやき町産業支援課より発行)

☐ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し

☐ 先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート

☐ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※賃上げ方針を表明した場合

(2) リース会社が申告する場合

☐ リース契約見積書の写し

☐ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

※町使用欄	適用期間	年度～ 年度	特例率	/
	備考		担当者	

※欄については、記入不要です。

◆◆◆基本的な質問◆◆◆

質問1：償却資産は、なぜ申告しなければならないのですか？

回答：償却資産は土地や家屋のような登記制度がないことから、地方税法第383条により、所有者は毎年1月1日現在の資産を申告する義務があります。

質問2：毎年、税務署へ確定申告していますが、町に申告しないといけませんか？

回答：はい、申告は必要です。税務署への申告は国税（所得税など）の計算を行うためのもので、町への申告は固定資産税の計算を行うために必要です。

質問3：資産の内容に変更がなくても申告しないといけませんか？

回答：はい、償却資産を持っている方は毎年申告が必要です。変更がない場合でも、『償却資産申告書』の「18 備考」欄に「資産に増減なし」と記入して申告してください。

【参照】7 ページの（3）ア、14 ページの償却資産申告書の記入例

質問4：資産を何も所有していない場合でも、申告する必要がありますか？

回答：はい、申告書の提出をお願いしています。資産がない場合でも『償却資産申告書』の「18 備考」欄に「該当なし」と記入して申告してください。提出がないと、資産を所有しているか何にも所有していないか判断できないため、再度申告の案内を行うことがあります。お手数をおかけしますが、資産を何も所有していない場合でも申告書の提出をお願いします。

【参照】7 ページの（3）ア、14 ページの償却資産申告書の記入例

質問5：少額の資産しかない場合は課税されないと聞きましたが、申告は必要ですか？

回答：はい、申告は必要です。課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、町での判定が必要ですので、申告をお願いします。

◆◆◆特定の状況に関する質問◆◆◆

質問6：店舗を借りて事業をしていますが、内装や電気設備、給排水設備などの工事は誰が申告するのですか？

回答：テナントが取り付けた内部造作や電気設備、建築設備などは、テナント側が申告してください。

【参照】1 ページの（2）、4 ページの（6）、5 ページの◆償却資産と家屋の区分表◆

質問7：リース資産は、申告対象になりますか？

回答：基本的にリース会社が申告します。ただし、リース期間終了後に無償で譲渡される場合や割賦販売の場合は、借主が申告します。

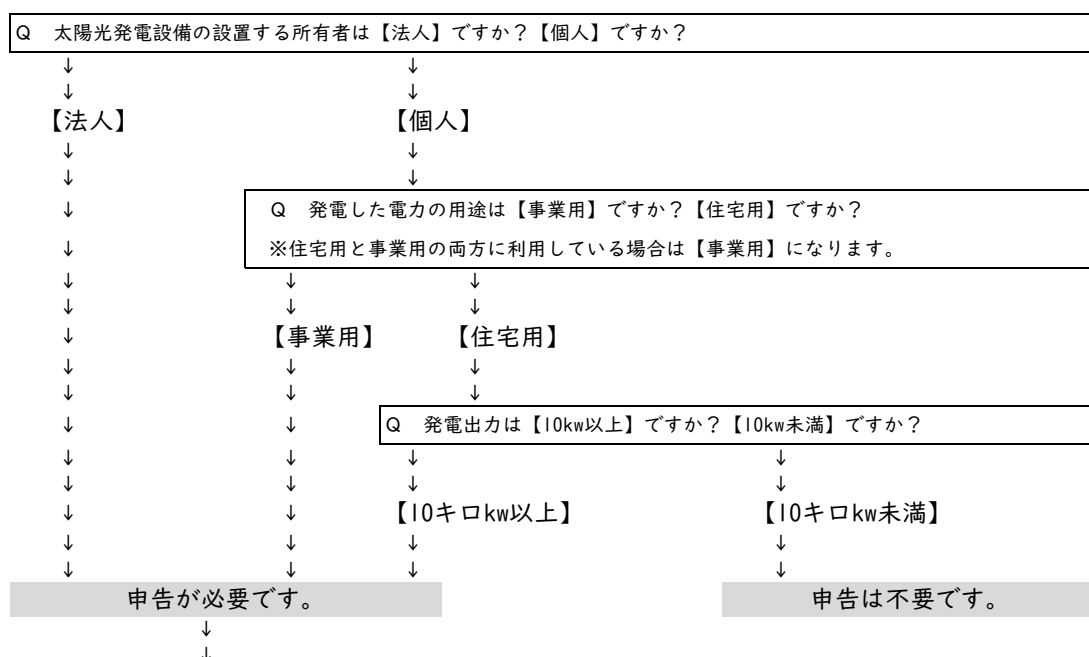
【参照】6 ページの（1）

質問8：町内に工場がありますが、本社は町外にあります。償却資産の申告は必要ですか？

回答：はい、申告は必要です。資産が所在する市町村に申告する必要があります。この場合、町内の工場にある資産を申告してください。

【参照】6 ページの（1）

回答：はい、申告は必要です。ただし、個人が居住用の屋根に設置し、自宅の電気に使う場合は申告不要です。下記の簡易フローチャートに従って、確認ください。



太陽光発電設備		太陽光発電設備	その他 附帯設備
太陽光パネルの設置方法	太陽光パネル 架台	接続ユニット パワーコン ディショナー 表示ユニット	電力量計
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋として課税	○償却資産として申告	
架台に載せて屋根に設置		○償却資産として申告	
家屋以外の場所（土地など）に設置		○償却資産として申告	

回答：はい、申告は必要です。『償却資産申告書』の「18 備考」欄に「廃業 令和〇年〇月〇日」と記入して申告してください。翌年からは申告不要です。

質問 11：耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産を現在も使用していますが、申告する必要がありますか？

回答: はい、申告は必要です。耐用年数が経過しても、事業に使用できる状態であれば申告対象です。
評価額の最低限度は取得価額の5%です。 【参照】1 ページの(3)、9 ページの(8)

回答：はい、申告は必要です。事業用と家庭用の割合に関係なく、事業に使用できる資産は申告対象です。 【参照】 14 ページの償却資産申告書の記入例

◆◆◆手続きに関する質問◆◆◆

質問 13：資産の取得価額を記入するにあたり、消費税はどうすればよいのですか？

回答：財務会計上の経理方法により異なります。税抜経理方式の場合は消費税を含まない金額、税込経理方式の場合は消費税を含んだ金額を記入してください。

【参照】15 ページの種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

質問 14：提出した申告内容に誤りがあった場合、どのような手続きを行えばよいですか？

回答：修正申告として再度申告をお願いします。その際、必要な書類を作成してください。

質問 15：年の途中で資産を処分した場合や事業を廃業した場合は、申告する必要はありますか？

回答：はい、申告は必要です。1 月 1 日時点で所有していた資産は申告対象です。課税標準額の合計が 150 万円以上の場合は、年度分の固定資産税が発生します。

質問 16：共有の資産は、各々が持分に応じて申告すればよいのですか？

回答：共有の資産は、共有者全員の連名で申告が必要です。取得価額は資産全額を申告してください。
【参照】6 ページの (1)、14 ページの償却資産申告書の記入例

質問 17：会社の決算期にあわせて申告書を提出してもよいのですか？

回答：申告書の法定提出期限は毎年 1 月 31 日です。決算期に関わらず、1 月 31 日までに申告をお願いします。

質問 18：資産の評価額には最低限度はありますか？

回答：取得価額の 5% が最低限度です。国税の計算方式と異なり、その額（取得価額の 5%）に達するまで減価償却を行います。
【参照】9 ページの (8)

質問 19：申告に基づいてこれまで納税通知書が届いていましたが、今年は届きませんでした。

回答：2 つの理由が考えられます。1 つは郵送の問題、もう 1 つは資産の減価償却により課税標準額の合計が 150 万円未満となり、課税されなかった場合です。詳しくは税務課にお問い合わせください。

質問 20：耐用年数が不明な場合はどうすればよいのですか？

回答：耐用年数については、e-Gov 法令検索サイトから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を確認ください。

e-Gov 法令検索サイト <<https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/>>

固定資産税 償却資産申告のチェックリスト

このチェックリストは償却資産を申告する上で、記入もれや誤りやすい事例を申告書の提出前に、各項目を確認していくものです。左のチェック欄に ☒ を入れてご確認ください。

1 申告書、種類別明細書の内容に記入もれ、誤りはありませんか？

【申告書】

- ☐ 住所、氏名、連絡先、担当者、税理士（税理士へ申告の依頼をしている場合）
- ☐ 個人番号（12桁）または、法人番号（13桁）
- ☐ 前年前に取得したものの取得価格
- ☐ 借用資産（リース資産）がある場合、貸主の名称

【種類別明細書】

- ☐ 資産名称、種類、数量、所得年月、所得価額、耐用年数
- ☐ 増加事由（1から4までのいずれかに「○」）
- ☐ 申告もれ資産（摘要欄に「申告もれ」と記入）

電算処理による申告の方

- ☐ 評価額は、最低限度額（取得価額の5%）を下回っていませんか？

2 申告が必要な資産が漏れていませんか？

- ☐ 令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- ☐ 決算終了後から令和7年1月1日までに取得した資産
- ☐ 簿外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産
- ☐ 遊休、未稼働資産であっても事業の用に供することができる資産
- ☐ 改良費（償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要があります。）
- ☐ リース資産（契約の内容によって申告者が異なります。）
- ☐ 大型特殊自動車
- ☐ 中小企業が取得した価額30万円未満の特例制度適用資産（損金算入又は即時償却した資産）

3 申告対象外の資産が含まれていませんか？

- ☐ みやき町外にある資産
- ☐ 家屋部分
- ☐ 無形減価償却資産（加入権、営業権等の権利、ソフトウェア等）
- ☐ 自動車、軽自動車、小型特殊自動車（ナンバープレートを取得していない場合も含む。）
- ☐ 取得価額が20万円未満で、一時損金（必要な経費）に算入した資産
- ☐ 取得価額が20万円未満で、3年間で一括償却する資産
- ☐ 入居者（テナント）が取り付けた建物附属設備

4 申告に必要な書類はすべて揃っていますか？

- 自社様式で提出される方
 - ☐ 本町から送付した申告書を同封しましたか？
- 初めて申告する資産に、課税標準の特例を適用させるものが含まれている方
 - ☐ 本町ホームページに掲載の「特例申告書」を記入の上、同封しましたか？

このチェックリストも申告書、種類別明細書とともにご提出をお願いいたします。